

## 第26回福岡市屋外広告物審議会 議事録

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室

日時 平成28年9月8日(木) 13:30~15:30

場所 福岡市役所本庁舎15階1504会議室

出席者

[委員]

井上委員, 梅津委員, 清須美委員, 末廣委員, 松崎委員, 森委員, 篠原委員,  
太田委員, 国分委員, 倉元委員, 川口委員, 徳永(猿渡委員代理), 田中委員,  
中田委員, 中嶋委員, 右田委員

[事務局]

住宅都市局理事 田梅, 地域まちづくり推進部長 橋本, 都市景観室長 中島

次第

- ・ 会長選出
- ・ 報告事項 平成27年度福岡市屋外広告物審議会審議事項の概要
- ・ 審議事項 違反広告物の是正に向けた取組みについて

---

【発言要旨】

○事務局

ただいまから第26回屋外広告物審議会を始めます。はじめに、住宅都市局理事・田梅よりご挨拶を申し上げます。

○事務局

昨年度の審議会では、屋外広告物の規格基準等の見直しという屋外広告物行政の核となる大変重要な事項についてご審議いただきました。地域特性に応じた規格基準の設定や、LEDビジョンのような発光可変表示式広告物の設置場所の規制、悪質な違反広告物の広告主等の氏名等を公表する制度等について、3回にわたる熱心なご審議を経て答申いただいたところでございます。

本日の審議会では、新たに位置付けた氏名等公表制度等を踏まえた違反広告物の是正に向けた取組みについて、ご審議をいただくこととしておりますが、よろしくお願ひします。

○事務局

委員の皆様をご紹介させていただきます。

《事務局より各委員を紹介》

本日は、19名中15名の委員が出席されており、委員の2分の1の定数に達していますので、本審議会規則第7条の規定により、会議が成立することを報告します。

本審議会につきましては、福岡市情報公開条例第38条に基づいて公開されます。また、会議録につきましても、同条例第36条の規定に基づき、公開するものとなっていますので、発言委員の名前を除いた形で、市のホームページに掲載をいたします。

#### ・会長選出

《会長は清須美委員が選任され、職務代理者には、会長の指名により井上委員が選任された。》

#### ○会長

これより審議を始めさせていただきます。

次第の報告事項「平成27年度屋外広告物審議会審議事項の概要について」、また審議事項「違反広告物の是正に向けた取組みについて」を一括して事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

まず、平成27年度 福岡市屋外広告物審議会でご審議いただいた内容について、概略を説明いたします。「参考資料1」をお願いします。

昨年度は、屋外広告物の規格基準等の見直しについて、3回にわたり、ご審議をいただきました。

「5 現状と課題」として、規格基準が全市一律であるため地域特性に合わなくなってきた状況や、LEDビジョンのように発光し表示内容が変化する新たな広告媒体に対し、交通安全等の面から配慮が求められる状況等について報告させていただきました。

このような課題を踏まえ、「屋外広告物の規格基準等の見直し」についてご審議をいただき、答申をいただいたところでございます。その後、実施規定となる福岡市屋外広告物条例について、3月の市議会に付議し改正を行いました。同条例の施行規則、規格基準の告示につきましては、現在改正手続きを進めているところです。

主な見直しの内容について説明します。

見直しの1つ目は、地域特性に応じた規格基準、設置できる広告物の大きさです。全市一律だった規格基準について、地域特性に応じた5つの地域区分を設定し、その地域に対応した規格基準を規定しました。

2つ目は、交通安全への配慮です。

LEDビジョンなどの「発光可変広告物」については、住居系地域、自然・低層住居系

地域での設置を原則禁止とし、4車線以上の道路の交差点の図で示している区域では、信号機と重ならないよう、設置する高さについて規定しました。

また、福岡高速道路等の沿道については、道路の端から50mの範囲での発光可変表示式広告物の設置を禁止しました。一般広告物も原則禁止ですが、自家用で許可を受けたものに限り設置することができるとなりました。

3つ目は、役割等の明確化です。

市や屋外広告物にかかわる者の役割りや責務を明らかにしました。

また、工作物確認申請が必要となる大きな屋外広告物について、管理者の資格要件を定めました。

4つ目は、違反是正強化の取り組みとして、悪質な違反者について「氏名等を公表する」こととしました。

以上これらについては、10月1日より施行いたします。

「参考資料2」をお願いします。

前回の第25回審議会でもいただいた主なご意見とその対応等です。

規格基準の見直しに関するご意見の1つ目は、都市景観形成地区についてもそれぞれの地区がどういうまちづくりをしていくのかが分かるように明記してほしいとのご意見でした。市民等への周知資料において、各地区がどういうまちづくりをしていくのかが分かるようにしていきます。

2つ目は、福岡高速道路等の沿道の自家用広告物に関するご意見でした。許可を受けた自家用広告物に限り設置できるとし、施行規則及び規格基準の告示で規定します。

運用に関するご意見の1つ目、無許可広告物について、これまでの取り組み状況やデータを示してほしい、とのご意見でした。

参考資料3に、これまでの取り組み状況を示しています。平成22年、23年に屋外広告物の実態調査を行っており、調査件数約1万2千件のうち約8,000件が許可申請をしていない状況が確認されました。調査を受け、平成24、25年度に一部の区で試行的に、平成26年度からは、全区で一斉に取り組みを開始しています。是正状況は4年間で、2,200件余の是正を行っています。

2つ目は、違反是正の今後の進め方についてのご意見ですが本日の審議事項として、後ほど説明させていただきます。報告事項の説明は以上です。

それでは、審議事項の説明を行います。

資料1「違反広告物の是正に向けた取り組みについて」です。

違反広告物の是正に向けた取り組みとして、屋外広告物条例に新たに位置付けた氏名公表制度の実施や、罰則の適用など、是正の進め方について整理をいたしました。

1 是正の対象となる広告物です。

屋外広告物条例で、違反の状態が規定されており、「無許可広告物」「倒壊や落下のおそれがあるもの」等、これらの違反状態の広告物が是正対象となります。

2 是正対象の相手方は、違反広告物を表示している表示者等となります。単独あるいは、連携して是正対象の相手方となります。

2 ページをお願いいたします。是正の手順案を示しています。

是正のポイントとして、

- ・指導・命令に措置期限を設定し、確実な是正に向け監理を行うこと。
- ・氏名公表制度を活用して悪質な違反者への是正を強化し再発を防止すること。
- ・違反是正の流れをフロー図で表すなど「見える化」を行い、違反者の是正意識を高めること。

を掲げております。

手続の手順を、是正フローで示しています。

各手続きでの指導や命令等に従わない場合、順次上から下へと進めていきます。手続きを順に説明します。

違反広告物を確認した場合、まずは行政指導として、①注意・指導を行います。違反者の中には、手続きを知らなかったという方も多くおられるかと思しますので、是正に際しては、

- ・違反であることをしっかり認識・理解していただくこと。
- ・自ら違反状態を解消していただくこと。

を基本に、必要となる手順、期間等を確保したうえで進めます。丁寧に説明を行います。

是正に必要な準備等の期限として、2週間の期間をとります。

確実な是正に向け監理を行い、措置の履行が確認できましたら、是正は終了となります。

期限を過ぎても措置がなされない場合、②指導文書を送付します。措置期限は、是正の準備、実施に要する期間等を考慮し2か月とします。期限内の是正が困難な場合、是正を行う「確約書」及び「是正計画書」を提出いただきます。許可申請を行っていないだけの場合は、期限を1か月に短縮します。以下の手続きでも同様に1か月としています。

是正計画書のとおり履行されない場合には、③勧告書を送付します。措置期限は2か月とします。

これまでの注意、指導に従わない場合には、屋外広告物条例第16条に基づく④措置命令を行います。措置期限は、2か月とします。

措置命令に従わない場合、氏名等公表の手続きに入ります。公表の通知とともに、意見を述べる機会を付与します。意見の陳述は、福岡市行政手続き条例に準じ、書面の提出により行います。書面や証拠等の準備に要する期間を考慮し、提出期限を2週間とします。意見に合理性がない場合、⑤氏名等の公表を行います。公表は、市・区掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等により行い、氏名等の公表と同時に、是正措置の催告を送付します。措置期限は2か月とします。

催告にも従わない場合には、刑事訴訟法による手続きを開始します。警察への告発後、

裁判等を経て、罰則が適用されることとなります。

除却を必要とする広告物等は、行政代執行法による代執行の手続きを行います。

なお、落下や倒壊の恐れがある等緊急を要する場合には、速やかな対応を行うとともに応急措置等も行います。以上が、是正の手順となります。

3ページをお願いします。はり紙、はり札、立て看板といった簡易な広告物の取り扱いです。

簡易な広告物が違反状態の場合、掲出者が分かっている場合でも、屋外広告物法で除却措置が認められている簡易除却という制度です。委嘱も可能なことから、路上違反広告物追放登録員制度を設け、市民ボランティアの皆さまのご協力もいただきながら簡易除却を行っています。現在、129団体2,300名余のボランティア登録をいただき、福岡市と連携して路上違反広告物の追放を推進しています。

ポイントに記載しておりますが、違反状態にある簡易な広告物は、簡易除却により、その違反状態が解消されてしまうことから、繰り返し掲出を行う悪質な違反者に対して、氏名等の公表又は罰則を適用することとし、その手順のフロー図を別途決めました。

違反した1回目は、①注意文書及び口頭で違反広告物の除却並びに再掲出をしないことを指導します。是正措置の期限は、5日とします。指導に従い注意違反者自らが除却、若しくは、期限内に除却されていない場合は、行政が除却を行います。

同じ違反者が、再び違反した場合、2回目は、②指導文書を送付し、除却並びに再掲出しないことを指導します。是正措置の期限は、5日とします。

2回是正指導を受けた者が3回目に違反した場合は、屋外広告物条例に基づく措置命令文書を送付します。除却を行うこと、並びに、再掲出しないことを命じます。措置期限は5日です。

措置命令に従わない場合、氏名等の公表の手続きを開始します。

氏名等公表を行った後もなお、違反を行った場合は、刑事訴訟法による手続きを開始します。なお、簡易広告物は、もともと除却措置が認められていることから、代執行の手続きは記載していません。

簡易広告物の是正については、市民ボランティアの皆様との連携をさらに密にし、取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

○会長

事務局より、是正の手順等について資料の説明がありましたが、質問・意見等はありませんか。

○委員

確認ですが、例えば倒産等で広告物の持ち主が存在しない場合、全く同じ手順で進めていくことになるのでしょうか。

○ 事務局

違反状態で持ち主が存在しないことが確認された場合には、屋外広告物法に略式代執行という手続き規定されていますので、そのような対応も考えられます。

○委員

持ち主が存在しないことが分かれば、「注意指導」の段階から一気に除却等の代執行に入ることができるかと理解してよろしいでしょうか。

○事務局

「注意指導」の相手先がないことが確認された場合には、緊急性などを勘案し代執行に入らせていただくことも可能だと思います。

○委員

基本的なことを尋ねます。

まず、『参考資料1』の「屋外広告物とは」で4つの条件を示してありますが、その中の(1)「一定の期間継続して表示されるもの」の「一定の期間」とは具体的にどのくらいの目安を想定しているのかお尋ねします。

それと関連して、『資料1』のP.3「簡易除却について」、「〇〇家葬儀」等の案内看板類をよく見かけます。葬儀場の責任のもとに葬儀が終われば撤去されるものだと思いますが、屋外広告物ではどのくらいの期間掲出されるものなのかお尋ねします。

○事務局

まず、屋外広告物の定義「一定の期間」については、広告物を掲出することによって広告効果が図れる時間ということになり、運用規程として定めています。1時間でも1分でも1秒でも、ということになりますが、広告の種類等によると思います。

○会長

「一定の期間」とは、概念として広告効果を得ることができる最低の期間ということですね。

○事務局

また、葬儀場の看板等については、法例集 P.24 屋外広告物条例第6条第2項第三号「冠婚葬祭のために一時的に表示する広告物」は適用除外とする規定がございます。

○委員

違反広告物の是正に向けた取り組みの手順のフローですが、いろいろな事情があつてこのように非常に細かく丁寧にされていると思います。ここまで細かくした理由をお尋ねします。

次に、違反広告物の定義として「1 是正対象広告物」の中で「無許可広告物」「無許可かつ規格基準等に適合していない広告物」「禁止広告物」とありますが、この中には軽微なものとそうでないものがあると思います。それらに対して全てこのフローを適用するのは費用対効果等の面からすると、まともに実行したら大変ではないかと思うのですが、そのあたりをどのように考えているのかお尋ねします。

#### ○会長

方法論の側面と具体的な運用の両側面からお答えいただけますでしょうか。

#### ○事務局

一点目の、これ程の手続きがなぜ必要かということですが、市民の中には屋外広告物の許可手続き等をご存じない方も多くいらっしゃいます。その方々の十分なお理解をいただくためにも、相当の手続きと期間をとらせていただきたいと思います。今回は、氏名等公表制度を盛り込んだ本市で初めての取り組みとなるため、丁寧に対応し、また、行政代執行という手続きもありますが、違反者には自ら除却してもらうことを促していきたいと思っています。

2点目の、軽微なものとそうでないものがあるというご意見については、私どももそのように考えています。軽微でないものは是正に時間を要することが考えられるので、説明・指導の中での確認や、提出される是正計画書などでも、どの程度の期間がかかるのかをしっかりと確認していきたいと思っています。

#### ○委員

注意から是正のあたりにかけて、振り分けていくことになるのかと思われれます。そのフローがきちんとできていた方が良いでしょうと思います。

#### ○委員

今のご意見に関係するのですが、過去に広告物の状況を調査した無許可件数について、是正を行うことになると思われれますが、人が足りない、とてもお金がかかるということはないのかということです。

許可申請が必要なことを知らなかっただけという場合は、対応にあまり時間がかからないのでしょうか。許可できない大きさであった場合には、どのくらいの期間がかかるのでしょうか。無許可件数とこれまでの是正件数を把握されているようですが、是正されていない件数が5千件を超えています。これを何人でどうされるのか。

例えば、ブロックごとに再度調査し、無許可であれば申請を促すなど。ただ、全ての地域を対象にすることはできないでしょうから、エリアを決めて再調査を行うのか、これまで調査した中から未是正のものを重点的に対応していくのか、どこから始めるのか等の計画を立てないと、人員体制もとれないでしょう。考え方をもう少しまとめてほしいと思います。

#### ○事務局

ご指摘については、今後是正を進めていく中での課題と認識しています。

平成 22 年・23 年に広告物の状況調査を実施した中で、無許可広告物が多いエリアは把握しています。都心部や幹線沿道等に多く分布していることから、まずはそのようなエリアを対象に今回新たに位置付けた是正の運用を進め、その成果を検証した上で、必要であれば見直しを加えながら是正範囲を拡げていく形で長期的に取り組んでいきたいと考えています。

#### ○委員

どの地域をどのくらい重点的に行っていくのかを提示してもらいたいと思います。

#### ○事務局

計画そのものについては、あまり詳細のものを公開してしまうと、時期的なものや違反抑止という観点から難しいこともあるので、十分に検討した上で、必要に応じて対応していきたいと思っています。

#### ○会長

二人の委員が言われたのは、フローチャートを運用するときには行政側に大きな負担がかかってくるのではないかと、ということだと思います。それも含めていかに実効性を確保するかということですが、ご意見のように、エリアを限定して取り組んでみて、問題点を抽出して修正していくというのも一つの方法論であろうと思います。是非、検討をお願いしたいと思います。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。

大きなポイントとして、手続きの煩雑さ、そして膨大な量をどうこなしていくのか、限られた人数で有効な対策をどのようにして実施していくのか、ということであろうかと思っています。措置命令などの行政処分を前提とした取り組みは福岡市の屋外広告物行政では初めてのため確実に是正がなされるよう、手続きは丁寧に進めていきたいと考えています。



体制の方は、これまで是正に関する明確な運用手順がなかったので何度も同じ手間をかけてやっていたわけですが、これをシステムティックに進めることで効率化を図ろうと考えています。資料に記載しているフロー図のような手続きを実施していく中で、経験を積んで、常に改善を加えながら進めていきたいと思っています。

より効率的に取り組むための是正計画ですが、都心部、幹線沿道などから始めていきたいと思っています。会長も言われたように、当面はエリアを限定して集中的に取り組む、方法論の部分も含めた振り返りを行って進めていきたいと考えています。

#### ○委員

集中的に違反の多いところからは是正するというのは、良いと思います。その時に大事なものは、「本気でやっている」という姿勢を見せることです。追求することで周りにも影響し、効果を上げていくことに繋がると思います。したがって、最初はあるエリアに限定して、徹底的にやるのが大事だと思います。

#### ○会長

広報も含め是非そのように考えて取り組んでほしいと思います。

#### ○委員

資料1のP.3で、はり紙、はり札、立看板を例示していますが、「のぼり」も多く設置してあるように思います。行政のイベント等でものぼりは出されていますが、行政のものなら何でも良いというのはいかがなものかと思います。のぼりの設置基準がわかりにくいので、一度整理してもらいたいと思うわけです。私は、樹木等に設置するのはどんな広告物も駄目だと思っていますが電柱に関しては、九電など電柱の所有権が許可していれば良いのではないかと。のぼりについても、その敷地の中で出される分はいいのですが、敷地の外に出されることも多くあります。公共ののぼりについても、駐輪場はこちらですよという案内のつもりで歩道上に出されたものが、歩行者や通行車両の視界を遮るようなところに気づかないまま出されているというような状況も見受けられます。

そこで、ひとつ整理をしてみたいかと思うのです。設置のし方について注意を促せば関係者が守りやすいのではないのでしょうか。地域の方々にも「そういう観点はなかった。」「そうだったのか。」と気づいていただける。どれが良くてどれがいけないのか、私たちにもわかりにくい。例えば電柱などの持ち主が許可していたらはり紙を貼っても良いとか、持ち主が許可している可能性があるので撤去は不要ですとか。或はこの立看板はこういう事情ですよ、とか。実情等を踏まえて検討していただけないかと思います。

#### ○事務局

委員のご意見は、まさに市民にとって「わかりにくい」というご指摘だと思います。私どもも、市民の方にわかりやすいように、口頭ではなくて図で示したり、写真で例示したりなど、見て理解してもらえるような資料を作成し、また、制度や運用等についても周知を図っていきたいと考えています。

#### ○会長

他にご意見はありませんか。

#### ○委員

資料1のP.1右側の「2 是正対象の相手方」に屋外広告業者等の記載がありますが、業者は広告主からの依頼を受けて仕事をしているので、弱い立場になります。できればこの対象から業者等は外していただけないかと思います。

屋外広告物行政も全ての屋外広告業者を対象に考えている訳ではないと思いますが、例えば、きちんと広告主や消費者等に説明をしなかった者などに限定してもらう形にはできないでしょうか。規格基準等に違反した場合は当然対象になるのは仕方のないことと認識しています。一律に広告業者が対象になるというところを再度考えてもらえないかと思っています。

次に、P.2のフロー図の中で、①注意指導から②是正指導までの期間が2週間となっていますが、これも2週間の間に対応は出来づらいのではないかと思います。看板単体の大きさ等はすぐにわかるのですが、壁面の何分の1までとかの基準適応の確認は図面を参照したり現場を実測するなどの必要も出てくると思われます。そのため、この2週間の期間は伸ばせるのであれば伸ばしてもらいたいと考えています。

#### ○会長

一つ目のご意見の内容は、是正の対象である場合だけに限ったことかと思いますが。全ての場合に掛かっているようには認識していませんが、いかがでしょうか。

#### ○事務局

違反者については、是正指導の中で状況をしっかりと確認させていただきます。もれなく該当するというものではありません。

今回、条例改正の中で、屋外広告業者は「広告主に対して必要な助言を行うこと」を明記いたしました。法令を守っていただくための位置付けですので、このあたりも勘案した上での対応になると考えています。

もう一点の、注意指導後の2週間の設定については、準備等の時間ということで考えています。規模が大きいものなど事情があつて是正時間が掛かるといときには、是正

計画書を提出してもらい、その中で確認していきたいと考えています。まずは違反していることをお知らせし、それに対してどう考えているのかを確認していただくための時間も必要と思いますので、そのようなことを勘案しての2週間ということです。

○会長

それでよろしいでしょうか。

○委員

了解しました。

○会長

本日は、委員の皆さんから建設的な意見をいただきました。今後、屋外広告物の規定や運用をどうやって市民の方に知っていただくかということに力を入れながら、設置された広告物を管理したり違反を取り締まっていくかが大きなポイントになるように思われます。他にご意見はありませんか。

○委員

個人の敷地に業者が貸看板を設置する場合もあろうかと思いますが、これが違法な看板で是正の対象である場合に、土地の所有者に対する罰則や責任というのはどのように位置付けられているのかを尋ねます。

また、我々は条例があることを知っていますが、市民の方はそれを知らないまま看板を建ててしまっているというのが現状だと思います。そこをどのようにしていくのか。例えば、業者には説明義務があるとか、条例に基づいて設置していることを広告主に伝えるとか、そのようなことを推奨する。それによって、その後建てられる看板がいずれも適法なものとなっていく。そのように指導していくことも必要ではないかと思うのです。

○事務局

土地の所有者の責任については、設置させた側が、違反であることを知っていたのか知らなかったのかによります。是正指導の中で経緯等を確認していきたいと考えています。

また、福岡市内で屋外広告業を営む場合は、福岡市への登録が必要です。登録している業者が、仮に規格基準を満たさない規模で広告物を作ったとすると、その業者が責任を問われることとなります。そのあたりの広報・周知については、しっかりと対応したいと考えています。

### ○委員

説明を受けないまま、あるいは許可が必要なことを知らなかった場合、土地の所有者つまり看板を建てることを認めた者の責任はどうなるのでしょうか。看板を建てさせて金銭を受け取った場合は、「業」とみなされ、市に登録申請を出さなくてはならないという解釈でよろしいのでしょうか。

### ○委員

一般的には、土地を借りる場合、借りる側と貸す側とで契約を結びます。その契約書にきちんと責任の所在が記載してあるかどうか、ということだと思いますが、土地の所有者の責任は少ないと考えられます。借りた側、つまり広告業者の方が、その土地に何メートルまでのものが建てられるのかを知っていないといけません。我々も、仕事を請ける場合にはきちんと取り交わしをして、違反があった場合の法的手続等を明記します。比較的小規模な看板でも4mを超える規模であれば工作物の確認申請が必要なので、法的なところについては広告業者がきちんと踏まえてやるのが一般的です。

### ○委員

今のお話は条例第16条「広告物の表示者等」というところに該当するかと思います。「広告物の表示者等」というのは第13条に、広告主、屋外広告業者等、所有者、広告物若しくは掲出物件の管理者となっており、資料1のP.1の「2是正対象の相手方」というところに表記されています。これに土地の所有者が該当するかというところの解釈になりますが、ストレートに読むと該当しないように思われます。ただし、土地の使用を許諾したことによって、表向きは広告主と同じような財産を作出したというところで、その責任は財産法等で負わされることになるのか、これからの判例等の集積を待つことになるかと思われます。

一つだけお断りしておきたいのは、あくまで広告主と土地所有者等との契約というのは内部関係だけですので、対外的に責任を負う必要があるかどうかというのとは別問題であるというふうに考えます。

### ○会長

契約の話は対外的なところとは関係がない、ということですね。他にご意見はありませんか。

### ○委員

市は、街中のバナーやバスシェルターなど、屋根を提供してもらい代わりに広告を出せるというような制度を幾つか活用されてきました。例えば、企業が花壇の美観維持に努めてもらう代わりに広告を出せるなど。そういったまちの景観形成に寄与するような

取り組みは良いことですので、そういった事例をまたいつかご紹介いただけたらと思います。

○会長

他にご意見ご質問がなければ意見をまとめたいと思います。

違反是正の進め方に関して、その趣旨を市民にも理解していただくために市として丁寧にやっていくことが前提にあるわけですが、本当にこの量の違反物件に対応できるのかを考えると、今後運用面でのスタディを重ねて行っていただきたいと思います。

次に、のぼり等の少し曖昧な部分に関しては、運用の問題を改善してうまく活用していくことを検討していただきたいと思います。

土地所有者の責任所在の問題については、委員からお話がありましたように、明快な回答であったかと思えます。

以上のような話が本日の大きな論点であったかと思いますが、今後も事務局側で適切に対応していただくということで、よろしく願いいたします。

このようなことを踏まえ、本日の審議事項は了承していただけるということでよろしいでしょうか。

○委員一同

《異議なし》

○会長

それでは、了承いただいたということで本日の結びとしたいと思います。

本日の審議事項について委員の皆さんに色々な意見を出していただいたことにより、より実効性のある運用ができるかと思えますので、是非今後もよろしく願いいたします。

○事務局

会長、審議の進行ありがとうございました。

本日の議事録については、事務局で案を作成し発言された委員に送付させていただきますので、ご確認をお願いします。

○事務局

委員の皆様からも、多くのご意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

いただいたご意見を参考に、違反是正の手続きを取りまとめ、屋外広告物の適正化にこれから取り組んでまいりたいと思います。

これをもちまして、第26回福岡市屋外広告物審議会を終了いたします。